

3.2 交付申請必要書類一覧（交付要綱第7条第1項 別表2参照）

【申請者：個人・個人事業主（導入方法：購入）】

No.	提出書類	備考
1	助成金交付申請書 (第1号様式・3枚)	第1号様式 (EXCEL形式) (PDF形式) ※オンライン申請の場合は不要
2	★個人の場合 住民票または印鑑証明書	原本またはコピー
	★個人事業主の場合 東京都の開業届又は納税証明書、又は確定申告 B (控え)	
3	購入した電動バイクの代金に係る請求書又は注文書	コピー
4	購入した電動バイクの代金の支払いに係る領収書	コピー
5	購入車両の標識交付証明書、自動車検査証又は軽自動車届出済証	コピー
6	振込口座が確認できる書類	コピー

—	(その他公社が必要と認める書類)	(必要に応じて公社から求められた場合に提出)
---	------------------	------------------------

【申請者：個人・個人事業主（導入方法：リース）】

No.	提出書類		備考
1	【申請者：個人・個人事業主（導入方法：購入）】のNo.1、2、5、6		【申請者：個人・個人事業主（導入方法：購入）】のNo.1、2、5、6を参照
2	リース契約書	コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者及び貸与先双方の印があるもの ・リース料金から助成金額が差し引かれていないもの ・リース契約書に申請車両のメーカー名、車名、車台番号の記載があり、申請車両のリース契約書であると特定ができること ・バッテリーの個数により助成金額が定められている車両の場合は、リース契約書にバッテリー数の記載が必要 ・令和6年4月1日以降に初度登録等がされた車両のリース契約期間は、処分制限期間以上であること。
—	(その他公社が必要と認める書類)		(必要に応じて公社から求められた場合に提出)

【申請者：法人（導入方法：購入）】

No.	提出書類		備考
1	助成金交付申請書 (第1号様式・3枚)		第1号様式 (EXCEL形式) (PDF形式) ※オンライン申請の場合は不要
2	登記事項証明書 (現在事項全部証明書)	原本またはコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る。 ・法務局の印及び発行日のあるもの
3	法人住民税納税証明書又は法人設立・設置届出書	原本またはコピー	<ul style="list-style-type: none"> ★ 法人で登記事項証明書に東京都内の事業所の記載がない場合のみ必要 ・完納している直近の事業年度のもの (※法人事業税は不可) ・窓口は都税事務所
4	購入した電動バイクの代金に係る請求書又は注文書	コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・車両本体価格 (税別) 及び車名・グレードが確認できるもの ・申請者名と販売会社名の記載があること ・宛名は申請者と同一名義であること ・バッテリーの個数により助成金額が定められている車両の場合は、請求書等にバッテリー数の記載が必要
5	購入した電動バイクの代金の支払いに係る領収書	コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名は申請者と同一名義であること ・請求書に記載された全額分の領収書が必要。複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。 ・銀行振込の場合についても領収書を提出すること。(振込先に領収書の発行を依頼し、提出)

			<ul style="list-style-type: none"> ・車両代金全額の支払いが完了しておらず、残金についてローン、クレジット、保証、割賦等の支払方式により後払いする場合、申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書。残金の支払いについて保証方式により販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された約款の写しも提出すること。（申込書では不可。契約締結日が明記されているものを提出してください）
6	購入車両の標識交付証明書、自動車検査証又は軽自動車届出済証	コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控え又は標識届出証明書等
7	振込口座が確認できる書類	コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が読み取れること ・通帳の場合は、表紙及び見開き面のコピー ・キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷なども可 ・当座預金場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書でも可 ・定期預金口座でないこと ・口座名義人は申請者と同じであること
—	(その他公社が必要と認める書類)		(必要に応じて公社から求められた場合に提出)

【申請者：法人（導入方法：リース）】

No.	提出書類	備考	
1	【申請者：法人（導入方法：購入）】のNo.1、2、3、6、7	【申請者：法人（導入方法：購入）】のNo.1、2、3、6、7を参照	
2	リース契約書	コピー <ul style="list-style-type: none"> ・申請者及び貸与先双方の印があるもの ・リース料金から助成金額が差し引かれていないもの ・リース契約書に申請車両のメーカー名、車名、車台番号の記載があり、申請車両のリース契約書であると特定ができること ・バッテリーの個数により助成金額が定められている車両の場合は、リース契約書にバッテリー数の記載が必要 ・令和6年4月1日以降に初度登録等がされた車両のリース契約期間は、処分制限期間以上であること。 	
—	(その他公社が必要と認める書類)		(必要に応じて公社から求められた場合に提出)

【申請者：リース事業者】（令和5年度初度登録車のみ）

①リース事業者に関する書類

No.	提出書類	備考
1	助成金交付申請書 (第1号様式の2・3枚)	第1号様式の2 (EXCEL形式) (PDF形式) ※オンライン申請の場合は不要

2	登記事項証明書 (現在事項全部証明書)	原本またはコピー	<ul style="list-style-type: none"> 申請日時時点で、発行日から3か月以内のものに限る。 法務局の印及び発行日のあるもの
3	購入した電動バイクの代金に係る請求書又は注文書	コピー	<ul style="list-style-type: none"> 車両本体価格(税別)及び車名・グレードが確認できるもの 申請者名と販売会社名の記載があること 宛名は申請者と同一名義であること バッテリーの個数により助成金額が定められている車両の場合は、請求書等にバッテリー数の記載が必要
4	購入した電動バイクの代金の支払いに係る領収書	コピー	<ul style="list-style-type: none"> 宛名は申請者と同一名義であること 請求書に記載された全額分の領収書が必要。複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。 銀行振込の場合についても領収書を提出すること。(振込先に領収書の発行を依頼し、提出) 車両代金全額の支払いが完了しておらず、残金についてローン、クレジット、保証、割賦等の支払方式により後払いする場合、申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書。残金の支払いについて保証方式により販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された約款の写しも提出すること。(申込書では不可。契約締結日が明記されているものを提出してください)
5	購入車両の標識交付証明書、自動車検査証又は軽自動車届出済証	コピー	<ul style="list-style-type: none"> 標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控え又は標識届出証明書等
6	振込口座が確認できる書類	コピー	<ul style="list-style-type: none"> 銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が読み取れること 通帳の場合は、表紙及び見開き面のコピー キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷なども可 当座預金場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書でも可 定期預金口座でないこと 口座名義人は申請者と同一であること
—	(その他公社が必要と認める書類)		(必要に応じて公社から求められた場合に提出)

②貸与先およびリース契約に関する書類

※転リースの場合は、1次貸与先および2次貸与先の双方について下記の書類を提出すること。

No.	提出書類	備考	
7	誓約書(第2号様式)(貸与先)	第2号様式(EXCEL形式)(PDF形式)	
8	住民票または印鑑証明書(貸与先)	原本またはコピー	★貸与先が個人の場合 ・注意事項は【個人・個人事業主】No.2参照
	東京都の開業届、納税証明書、確定申告B(貸与先)		★貸与先が個人事業主の場合 ・注意事項は【個人・個人事業主】No.2参照
	登記事項証明書		★貸与先が法人の場合 ・注意事項は【法人】No.2参照

	(現在事項全部証明書) (貸与先)		
	法人都民税納税証明書又は法人設立・設置届出書 (貸与先)		★貸与先が法人の場合 ・注意事項は【法人】No.3 参照
10	購入車両に係るリース契約書	コピー	・申請者及び貸与先双方の印があるもの ・リース料金から助成金額が差し引かれているもの ・リース契約書に申請車両のメーカー名、車名、車台番号の記載があり、申請車両のリース契約書であると特定ができること
11	貸与料金の算定根拠明細書 (第9号様式)		・10の契約書で助成金額以上が差し引かれてあり、かつ契約書に申請者及び貸与先双方の印がある場合は省略可 (差し引き前と差し引き後の金額の記載があるもの)

※原則、クール・ネット東京にご提出いただいた全ての申請書および添付書類は返却いたしませんので必ずコピーなど控えをとってからご申請いただくようお願いいたします。必要のない申請書や誤ってご提出いただいた申請書等は責任を持って破棄いたします。